

第 8 期計画の数値目標の進捗等について（令和 3 年度の取組評価）

1 法定報告について（介護保険法第 117 条）

介護保険法 117 条では、各市町村は介護保険事業計画に被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化の取組及び目標を記載（法第 117 条第 2 項第 3 号及び第 4 号）し、かつこれらの取組の実施状況及び目標の達成状況の調査・分析、計画の実績に関する自己評価等を実施する（第 7 項）とともに、自己評価結果の公表に努めるとともに都道府県に報告する（第 8 項）こととされている。

これを受け、市では東京都に対し、第 8 期介護保険事業計画に記載した介護予防・重度化防止等の取組に係る法定報告を行うとともに、報告内容を別紙「第 8 期計画期間における数値目標の達成状況」として取りまとめたので、報告する。

《介護保険法抜粋》

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（中略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

（中略）

7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

2 別紙「第 8 期計画期間における数値目標の達成状況」について

別紙「第 8 期計画期間における数値目標の達成状況」記載した内容は下表のとおり。

第 8 期計画に記載した内容（表の左側）	令和 3 年度の取組評価（表の右側）
<p><u>第 8 期計画に記載した数値目標を記載。</u> 「現状と課題」には 8 期計画に掲載した現状と課題（計画 P79～P85）を記載。「第 8 期における具体的な取組」には、数値目標を設定した取組の方向性等を記載し、「目標」には設定した数値目標、「目標の評価方法」は目標の達成度をどのように評価するか（評価の指標等）を記載した。</p>	<p><u>3 年度末における目標の達状況等を記載。</u> 8 期計画に記載したそれぞれの数値目標について、「実施内容」は 3 年度に実施した内容を記載し、「自己評価」欄で目標の達成度を◎～×までの 4 段階で評価。「自己評価内容」には達成度評価の内容について記載し、現時点で課題と 4 年度に向けた対策等を「課題と対応策」に記載した。</p>

(別紙) 第8期計画期間における数値目標の達成状況

※ 自己評価の凡例：◎達成できた ○おおむね達成できた △達成はやや不十分 ×達成できなかった

NO	目標表題	第8期計画に記載した内容				令和3年度の取組評価（各年度末に評価を実施）			
		現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の 評価方法	実施内容	自己 評価	自己評価内容	課題と対応策
1	介護予防・生活支援サービスの方向性を見直し（期限目標）	○身体介護が必要な方及び認知症の症状がある方のみが従来型サービスを利用し、それ以外の方の方向性として初めに支援強化型サービスを利用し、短期間での回復を目指すという運用がされていないケースがあります。また、いったんサービスの利用が始まると、利用者の中にサービスを利用し続けたいという意識が生まれてしまい、介護予防・日常生活支援総合事業の目的のひとつである「卒業」にまで至らないケースが多く見られます。介護予防と機能回復を促すという観点から、今後、基本チェックリストを活用した支援強化型・支え合いのサービスの利用につなげるケースを増やす必要があります。	平成29年より開始した介護予防・生活支援サービスについては、現状と課題の抽出をふまえ、自立に向けて、介護予防と機能回復の効果を一層高めるといった観点から、第8期中においてサービスの提供体制を検討し、必要に応じて見直しを講じます。	4年度中に介護予防・生活支援サービスのサービス提供体制について検討し、必要に応じて見直しを講じる。	期限目標：4年度末 ・各年度末において、検討の進捗状況を把握 ・検討結果を運営協議会に報告	・介護予防担当、介護認定担当、事業者担当、財政担当など介護福祉課の各担当を交えたプロジェクトチームを立ち上げ、現状と課題の分析を行い、課題解決に向けた取組の方向性を議論。 ・課題の一つに市の総合事業制度に対する理解不足が挙げられたことを受けて、介護予防・重度化防止の取組の重視、基本チェックリストを活用した総合事業サービスの利用ルートの認知を広める等の観点から、介護保険パンフレットやタブロイド版広報紙の内容の改訂を実施した。	△	3年度中において課題の抽出はほぼ完了している。実施内容に記載した広報印刷物等の改訂の取組については、4年5月に介護保険運営協議会に報告しており、これ以外の課題への対応についても、今後、運営協議会に報告していくこととしている。	<課題> 相談における「振り分け」の困難、事業者やサービスの担い手の不足、サービス利用の「卒業」に向けた意識づけの難しさ等、新たな課題が抽出されている。 <対応策> 今後はプロジェクトチームのみでなく、地域包括支援センター・介護事業所等、サービスの提供者の側の課題についても担当者を交えての検討を行っていく。
2	介護予防に資する「通いの場」の設置 数・自主グループへの専門職派遣回数	○介護福祉課において現在把握していない「通いの場」についても、関係機関との連携構築により広く把握していくことで、地域資源の有効活用を図る必要があります。 ○市民主体で立ち上げられた「通いの場」の活動についても、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を休止しているグループがあることをふまえ、今後の支援策を検討していく必要があります。 ○感染症の影響下で作成した介護予防ご当地体操「わくわくすこやか体操」の動画については、感染症の終息以降も体操の存在を多くの市民に広く周知し、市民主体の介護予防の取組を広げていくために引き続き活用していくことが重要です。	数値目標：各年度末 ①②の達成状況について把握	① 介護予防に資する「通いの場」の新規設置数 8期中：20箇所 3年度：6箇所 4年度：7箇所 5年度：7箇所 ② 自主グループへの専門職派遣回数 8期中：90回 3年度：20回 4年度：30回 5年度：40回	数値目標：各年度末 ①②の達成状況について把握	① 介護予防に資する「通いの場」の新規設置数 3年度：9箇所 ② 自主グループへの専門職派遣回数 3年度：20回 <市民への啓発> ・介護予防ご当地体操「わくわくすこやか体操」の動画完成イベント 1回 ・核となる人材発掘及びリーダー養成講座 2回	○	・コロナ禍で、自主グループの休止もあり、専門職派遣回数は数値目標を下回ったが、生活支援コーディネーターの活用により、自主グループ立ち上げ支援や活動の継続支援が安定的に行われることにより、人材発掘につながっている。 ・介護予防ご当地体操「わくわくすこやか体操」の動画の活用により、個人での介護予防や公共施設等での介護予防の取組の推進が図られた。	<課題> 介護福祉課において現在把握していない「通いの場」についても、関係機関との連携構築により広く把握していくことで、地域資源の有効活用を図る必要がある。 <対応策> ・関係機関と連携した「通いの場」の把握方法について検討する。 ・介護予防ご当地体操「わくわくすこやか体操」の動画の活用により、個人での介護予防・フレイル予防事業の取組を推進する。

NO	目標表題	第8期計画に記載した内容				令和3年度の取組評価（各年度末に評価を実施）			
		現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の 評価方法	実施内容	自己 評価	自己評価内容	課題と対応策
3	地域密着型サービスの整備数	<p>○介護サービス基盤については、後期高齢者人口、要介護者が増加していく中で、サービス需要に応じた体制の確保や持続可能なサービスの提供のため、計画的な整備が必要です。</p> <p>○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の「介護等が必要になったとして、どのような生活を希望するか」という問いに対し、在宅での介護を希望するという回答が多かったことから、要介護状態になっても、介護サービスを利用しながら、可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を継続できるようにするために必要な地域密着型サービスの基盤整備を、第7期に引き続き推進する必要があります。</p>	<p>医療ニーズの高い高齢者の在宅療養を支えていくためのサービスとして、市内初の看護小規模多機能型居宅介護の整備（令和6年3月までの開設）をめざします。また、認知症になっても住み慣れた地域で家庭的な環境や地域住民との交流、支え合いの下で生活が続けられるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備（令和6年3月までの開設）をめざします。</p>	<p>①8期中における看護小規模多機能型居宅介護の整備数 【看護小規模多機能型居宅介護を1か所整備】</p> <p>②8期中における認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備数 【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を1か所整備】</p>	<p>数値目標：8期計画期末 各年度末において①②の進捗状況を把握</p>	<p>①看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施。1事業者を選定（認知症対応型共同生活介護に併設）。</p> <p>②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の公募を実施。1事業者を選定。</p>	△	<p>①看護小規模多機能型居宅介護については市内にサービス提供事業者がなかったが、公募により1事業者を選定できた。</p> <p>②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、東部・中部・西部の3圏域中、西部圏域は既設の2か所が閉鎖したことにより提供事業者がなかったが、公募により1事業者を選定できた。</p> <p>①②いずれも、事業者が選定された段階であり、開設には至っていないため、自己評価は△とした。</p>	<p>①②第8期中（令和6年3月まで）の整備（開設）に向け引き続き取り組む。</p>
4	認知症介護者家族会への参加人数	<p>○認知症の人やその家族の視点の重視については、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが相談者・サービス利用者及びその家族と接する中で、認知症介護者家族会や認知症カフェについて、必要に応じて案内・周知を行うことで参加者を増やしていく必要があります。</p>	<p>令和元年度に実施した「在宅介護実態調査」の結果では、家族介護者が不安に感じている介護として最も回答が多かったのが「認知症状への対応」でした。認知症施策推進大綱の中でも、認知症の人へのケアとあわせて、「介護者への支援」が掲げられています。認知症の人在宅で介護している家族等介護者の方が、認知症介護者家族会において介護の悩みを話すことで、介護者の孤立化を防止するとともに、専門職との相談の機会を得ることにより、認知症の人とその家族の視点や意向を取り入れた介護の継続を図ります。なお、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止になることもあり、「3密」を回避するという観点から、電話等を活用したりリモート開催の方法について試行しています。</p>	<p>認知症介護者家族会への参加人数 8期中378人 3年度：108人 4年度：126人 5年度：144人</p>	<p>数値目標：各年度末 数値目標の達成状況について把握</p>	<p>認知症介護者家族会を各地区ごとに年6回開催。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面での開催は3回 認知症介護者家族会への参加人数 令和3年度：152人 (うち、電話相談は114人)</p>	○	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面での開催が難しかったが、「電話相談」を実施。介護の悩みを話すことで、介護者の孤立化を防止することにつながった。また、参加者同士のつながりが維持できるよう支援が図られた。</p>	<p><課題> 新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止になることもあり、「3密」を回避するという観点から、開催方法を検討したが、対面での開催を希望する声が多かった。新規の参加者が少ない現状がある。</p> <p><対策> ケアマネジャーを通じた紹介や認知症サポーター養成講座等を活用した更なる周知を図る。</p>

NO	目標表題	第8期計画に記載した内容				令和3年度の取組評価（各年度末に評価を実施）			
		現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の 評価方法	実施内容	自己 評価	自己評価内容	課題と対応策
5	新規の認知症サポーターの人数	<p>○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口を知っていますかという問いに、相談窓口を知っている方（「はい」）は18.5%、「いいえ」が77.7%となっており、相談窓口である地域包括支援センターの更なる周知が必要です。</p> <p>○認知症への理解を深めるための普及啓発については、多世代に向けた啓発活動が必要です。</p>	<p>・認知症施策推進大綱における「認知症に対する理解促進の推進」に係る施策として、認知症サポーター養成講座を、市民・企業・市職員等を対象に実施しています。</p> <p>・第8期中においても引き続き講座を実施し、認知症サポーターの数を増やしていくことで、認知症に対する一層の理解促進を図り、認知症等で困っている人の早期発見につなげるとともに、支援者を増やすことにより認知症高齢者やその家族が生活しやすい環境づくりへとつなげます。</p> <p>・令和2年度の新規認知症サポーターの人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月から6月まで講座を中止したこと等の影響により減少していることから、その影響も加味しつつ数値目標を設定しています。</p>	<p>新規の認知症サポーターの人数 8期中1,100人 3年度：250人 4年度：350人 5年度：500人</p>	<p>数値目標：各年度末 数値目標の達成状況について把握</p>	<p>・3年度の新規の認知症サポーター人数…435人（13か所開催）</p> <p>・認知症に関する相談窓口の周知のため、地域包括支援センターのポスターを作成し、公共施設等に掲示した。</p>	◎	<p>認知症サポーター養成講座については、2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、年168人（6か所開催）にとどまった。3年度については435人（13か所開催）と、コロナ禍前（元年度500人・16か所開催）の水準まで戻りつつある。</p>	<p><課題> 新規の小学校、企業等への講座の開催が十分にできていない。また、地域包括支援センターキャラバンメイト以外の活用が難しい。</p> <p><対策> 地域包括支援センターキャラバンメイト以外のキャラバンメイトも活用した、企業等への出前講座の充実を図る。</p>
6	在宅療養に関する研修会の開催回数	<p>○在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するために、高齢者のライフサイクルを意識した上で、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識した、切れ目のない医療と介護の連携体制が求められています。</p>	<p>切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築を推進していくためには、医療・介護関係者及び市民の方に対し、在宅療養についての正しい知識を普及することが求められることをふまえ、第8期中においても在宅医療に関する研修会（医療・介護関係者の研修及び地域住民への普及啓発のための研修）を継続的に実施し、一人ひとりが「自分らしい」在宅療養を受けることができるための体制づくりの推進につなげていきます。</p>	<p>在宅療養に関する研修会の開催回数 8期中12回 3年度：3回 4年度：4回 5年度：4回</p>	<p>数値目標：各年度末 数値目標の達成状況について把握</p>	<p>東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会2回開催 専門部会2回開催 在宅療養に関する研修会の開催回数 令和3年度：3回</p>	◎	<p>在宅療養に関する研修会を東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会共催にて、計画した回数以上に開催した。（新型コロナウイルス感染症に関する研修や在宅療養を考える映画の鑑賞と座談会等）</p>	<p><課題> 新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の開催方法がオンラインとなったため、参加人数の制限やグループワークが行えず顔の見える関係が築きにくくなっている。</p> <p><対策> 新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、効果的かつ多職種連携につながるような研修会の開催方法を検討していく。</p>

NO	目標表題	第8期計画に記載した内容				令和3年度の取組評価（各年度末に評価を実施）			
		現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の 評価方法	実施内容	自己 評価	自己評価内容	課題と対応策
7	みまもり協力員の活動回数	○市内の65歳以上の高齢者世帯のうち、一人暮らし世帯数は、平成21年の6,201世帯から10,171世帯（令和2年）へと増加しています。また、市内の65歳以上の高齢者世帯のうち、高齢者のみの二人世帯数は、平成21年の5,293世帯から6,666世帯（令和2年）へと増加しています。 ○高齢者自身がみまもりの必要性を感じておらず、緊急連絡先等の把握が困難であり、有事の際に問題となるケースがあります。ケアマネジャー等福祉関係者への啓発を通して高齢者へ継続的な働きかけが必要です。また、支援が必要な高齢者を把握し、地域住民による「緩やかな見守り」の重要性が増しています。	「みまもり協力員」の活動は、支援が必要な高齢者を早期に発見し、把握することにつながります。一人暮らし高齢者の増加に伴い、地域住民による「緩やかなみまもり」の重要性が増している中、「みまもり協力員」の活動を引き続き推進していくことで、支援が必要な高齢者を早期に発見し、地域の中で安心して生活できる体制の構築をめざします。	みまもり協力員の活動回数 8期中2,400回 3年度：800回 4年度：800回 5年度：800回	数値目標：各年度末 数値目標の達成状況について把握	みまもり協力員の活動回数 3年度：681回 ・広報タブロイド版全戸配布による「緩やかなみまもり」の啓発 ・みまもりを議題に第1層協議体を2回（行政主催）開催	△	みまもりネットワーク事業を活用したみまもり活動（①～③）を継続した ①事業登録者へのみまもり ②対象者以外で包括及び民生委員等が定期的のみまもり ③市民・関係機関（民生委員・自治会等含む）からの発見・報告）。 令和2年度928回に比べて、新規のみまもり登録者が少なく、活動回数は減少している。	<課題> 高齢者自身がみまもりの必要性を感じておらず、緊急連絡先等の把握が困難であり、有事の際に問題となるケースがある。新規のみまもり登録者が少ない。また、登録者以外のみまもり回数も増えていない。 <対策> ・広報紙や市主催、包括主催のイベントや会議等を活用した事業の積極的な周知を行う。併せて、救急情報シート等のツールを活用した具体的な啓発を行う。
8	地域ケア会議の開催回数	○地域ケア個別会議や地域ケア推進会議（第2層）から把握した地域課題について、具体的な解決策、資源開発等については、関係機関と連携し実現化することができましたが、まだ十分とはいえません。地域課題に応じた他課や関係機関との連携が今後さらに必要です。	生活圏ごとの地域課題を発見し、地域における高齢者の生活支援サービスの創設、地域における支え合いの体制づくりの推進につなげるため、「地域ケア個別会議」及び「地域ケア推進会議（第2層）」を開催し、関係機関との連携を図ります。特に、令和3年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができなくなることがないように、会議の方法を工夫することで継続的に実施していきます。	地域ケア会議の開催回数 8期中84回 3年度：28回 4年度：28回 5年度：28回	数値目標：各年度末 数値目標の達成状況について把握	地域ケア会議として以下のとおり開催した。 第1層協議体2回（行政主催）、第2層協議体7回（包括主催）【令和2年延期分2回含】うち書面開催2回 自立支援重度化防止に資する地域ケア個別会議（行政主催）12回 地域ケア個別会議（包括主催）：5回 令和3年度実績：26回。	△	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、オンライン等による開催も併用したが、会議が中止となり、数値目標を達成できなかった。反面、本人参加型の自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議をオンラインで開催することにより、本人への負担を少なく自立支援に向けた働きかけが試行できた。	<課題> 自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議において、市と各地域包括支援センターとの間で、地域ケア会議の開催目的の認識や、市の方針について、十分に共有できていない。また、本来、対象としている事業対象者の事例が少ないことやオンライン開催では、自立支援・重度化防止の視点に沿った専門職の助言や資源開発等について、十分に検討することが困難である。 <対応策> 地域ケア会議の開催目的の認識や、市の方針について、地域包括支援センター長会議にて共有し、効果的な会議運営について検討する。また、引き続き本人参加型の自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議が開催できるように、主任ケアマネの連絡会で仕組みを検討し、構築を図っていく。事例提出者の課題分析力や助言を行う専門職のスキルアップを行う。

NO	目標表題	第8期計画に記載した内容				令和3年度の取組評価（各年度末に評価を実施）			
		現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の 評価方法	実施内容	自己 評価	自己評価内容	課題と対応策
9	ケアプラン点検を実施した指定居宅介護支援事業所数	○居宅介護支援事業所の質の向上が給付適正化の推進に必要不可欠であるため、引き続き居宅介護支援事業所への助言、指導を行うとともに、主任介護支援専門員連絡会と連携し、ケアプラン点検の効果的な実施を図る必要があります。 ○ケアプラン点検、実地指導等の事業所の負担を軽減するためのより効果的な実施や、実施後の改善状況の確認方法の検討を進める必要があります。	第7期に引き続き、ケアプラン点検を計画的に実施することにより、居宅介護支援事業所の質の向上を図り、給付適正化の推進、サービス利用者の自立支援・重度化防止に資するケアプランが作成・実行・実践されることをめざします。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に焦点を当てた点検の実施についても検討します。第8期中においては点検の実施件数に加え、事業所に対する研修等を実施することにより、各居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が自ら点検を行うことができるような体制づくりを支援する等の取組を進めます。	ケアプラン点検を実施した指定居宅介護支援事業所数 市内の指定居宅介護支援事業所を対象とし、3年間で全事業所（令和2年10月1日現在26事業所）を点検	数値目標：各年度末 ①②の達成状況について把握	3年度に13事業所のケアプラン点検を実施。 主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が書類点検・面談時のオブザーバーとして参加。	△	3年間で全事業所（令和2年10月1日現在26事業所）を点検するため、計画的な点検を実施できている。 主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が書類点検・面談時のオブザーバーとして参加することで、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が自ら点検を行うことができる体制づくりを支援できた。	<課題> 書類作成や面談時の時間的拘束等、点検を受ける事業所の負担が大きい。 <対応策> 事業所の負担軽減を図るため、提出書類の見直し、面談の所要時間の短縮等、点検の効果的、効率的な実施方法を検討する。
10	介護給付費通知の送付回数	介護保険受給者、家族をはじめとする市民が、介護保険の適正な運営について関心を持ち、「ケアプランに沿った適正な介護サービス計画が実施されているか」「自立支援、重度化防止のためのケアプランが立てられているか」という視点を持つことが重要です。そのため、引き続き給付適正化について、市民に対し情報提供を行っていきます。	給付適正化を推進するためには、サービス利用者本人やその家族の方が、介護サービス事業所においてケアプランに沿った適正な介護サービス計画が実施されているか、自立支援・重度化防止のためのケアプランが立てられているかという視点をもち、サービスの確認を行うことが重要です。年に1回以上、介護給付費通知を送付することにより、利用したサービスの詳細について被保険者が確認することができ、利用者にとって真に必要な介護サービスが過不足なく提供される体制の推進が期待されます。	介護給付費通知の送付回数 年1回以上（8期中において3回以上）送付	数値目標：各年度末 数値目標の達成状況について把握	令和3年11月に介護給付費通知を送付。	◎	年1回以上の送付を達成。	利用者にとってわかりやすい通知になるよう、通知の方法、時期等について検討を継続している。

NO	目標表題	第8期計画に記載した内容				令和3年度を取組評価（各年度末に評価を実施）			
		現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の 評価方法	実施内容	自己 評価	自己評価内容	課題と対応策
11	介護人材の確保に向けた事業の参加者数	<p>○東京都の補助金を活用して令和元年度より実施している「介護のしごと入門研修」は、介護人材のすそ野を広げ、地域において、世代を超えて支え合う体制の構築に向け、一定の成果を得ている。</p> <p>○研修参加者数が伸び悩んでいる。</p> <p>○市内の介護サービス事業者と協働して実施し、事業者が参加者に直接アプローチできる機会としているが、事業者が求める即戦力となる介護人材の養成という観点から効果的な研修カリキュラムの検討も必要である。</p>	<p>・市内で介護の仕事に就くことに関心のある人材を発掘・確保するために入門研修を実施</p> <p>・事業者が直接参加者にアプローチできる機会（就職相談会）の提供</p> <p>・継続的なフォロー（フォローアップ研修）の実施</p>	<p>実施事業の定員に対する参加者（実数）の割合</p>	<p>評価時期：年度末</p> <p>数値目標（定員比75%の参加者の確保）の達成状況</p>	<p>・入門研修の実施：2回（各7日間）</p> <p>・就職相談会の実施（入門研修と合わせて）</p> <p>・フォローアップ研修の実施：1回</p>	△	<p>アンケートでは、介護の仕事がしたいという理由で事業に参加した人が約7割を占めており、人材の発掘の一助となっている。また、参加者の研修内容に対する満足度は高く、市内事業所への就業事例もあるが、参加者数は伸び悩んでいる。</p>	<p><課題></p> <p>参加者数が増加しない一因として、介護職に対するイメージや職種への理解不足が考えられる。また、事業者が求める即戦力となる介護人材の養成という観点での研修カリキュラムの検討については、離職率が高いことや高齢化の問題もあり、即戦力となりうる人自体が不足している。</p> <p><対応策></p> <p>○事業の効果的な周知についての取組や、介護に関心を持つきっかけとして研修の活用を図る。</p> <p>○様々な機会を捉え、介護の職種や資格、仕事内容や働き方についての周知に務める。</p> <p>○東京都等が行うスキルアップのための研修や補助事業等について、現在介護職にある人も含め積極的に周知する。</p>
12	認定調査員の研修の実施回数・審査会全体会の実施回数	<p>○高齢者の増加に伴い、要支援、要介護認定申請数が増加していますが、受付から認定結果の通知まで、原則30日以内に行う必要があります。</p> <p>○要支援、要介護認定の平準化に引き続き取り組む必要があります。</p>	<p>要支援・要介護認定申請受付から認定結果の通知までの流れを円滑にし、かつ認定調査の平準化を進めるためには、個々の調査員が現在有している知識や経験に応じ、適切な研修を実施することにより、さらなるスキルアップを図る必要があります。また、業務分析データを活用した分析を行う必要があり、審査会全体会の中で事例検討や情報共有を行う必要があります。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期となっていますが、令和3年度以降については、研修等の方法を工夫することで継続的に実施していきます。</p>	<p>① 認定調査員新任研修、現任研修の実施回数</p> <p>認定調査員新任研修を年2回程度、現任研修を年1回開催</p> <p>② 審査会全体会の実施回数</p> <p>審査会全体会を年1回実施</p>	<p>数値目標：各年度末</p> <p>数値目標の達成状況について把握</p>	<p>①認定調査員新任研修について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止する代わりに、東京都が実施する臨時的取り扱いによる研修（動画視聴、e-ラーニング）を周知。</p> <p>現任研修について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集式の研修を中止する代わりに、研修資料を配布。</p> <p>②審査会全体会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催にて実施。</p>	○	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集式の研修を中止する代わりに、オンライン研修の周知や研修資料の配布を行う等の工夫により、調査員のスキルアップを図ることができた。</p> <p>審査会全体会について、書面開催にて業務分析データを活用した分析結果等の情報共有を行うことで、要支援、要介護認定の平準化を図ることができた。</p>	<p>〈課題〉</p> <p>要支援、要介護認定申請について、受付から認定結果の通知まで30日以上かかるケースがある。</p> <p>〈対応策〉</p> <p>認定調査の効率的な実施方法を検討する。</p> <p>オンライン研修等を活用し、調査員のスキルアップを図る。</p> <p>業務分析データを活用し、審査会における要支援、要介護認定の平準化に努める。</p>